

所得税の確定申告／町・県民税の申告について

所得税の確定申告と町・県民税の申告の相談および申告書の受付を2月16日(月)から3月16日(月)までの期間、役場などで行います。

所得税及び復興特別所得税の確定申告はお早めに

確定申告書の作成は、「確定申告書作成コーナー」！国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税の確定申告書、青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書などは印刷して書面で提出することができ、電子申告(e-Tax)を利用して提出することもできます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

e-Taxで申告してみませんか

e-Taxとはインターネットを利用して申告ができる便利なシステムです。e-Taxを利用して所得税の申告をすると、次のようなメリットがあります。

- ①添付書類の提出または提示を省略できます。
- ②還付金を早く受け取ることができます。
- ③所得税の確定申告期間中は24時間利用可能です。

詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

納期限と振替納税のご案内

確定申告による所得税の納期限および口座振替日は次のとおりです。納付には便利で確実な振替納税をご利用ください。

納期限 3月16日(月)
振替日 4月20日(月)

町・県民税の申告について

個人の町民税・県民税の申告は、毎年1月1日現在の住所地の市町村に前年中(1月～12月)の所得金額などを3月16日までに申告することになります。

この申告は、町民税・県民税を計算するための基礎資料となるだけでなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、児童関連手当の算定、国民年金保険料の免除申請などに必要となりますので、該当する方は所得がない場合でも必ず申告してください。 ※申告がないと所得・課税証明書や非課税証明書が発行できません。

給与所得者や年金所得者で副収入があった方へ

住民税は各種所得を合算して税額を算出するため、副収入の所得金額により確定申告が不要となった場合でも**住民税の申告は必要**です。

【副収入の例】

営業、農業、外交員報酬、定置網組合の配当、地代、家賃、原稿料、講師謝礼、シルバー人材センターの配分金、外国為替証拠金取引(FX)に係る収益など

申告時に「持参」いただくもの

- ・印鑑
- ※口座振替での納付希望の方は口座の届出印が必要です。
- ・給与、公的年金等の源泉徴収票
- ・営業、農業所得者は収入、支出が分かる書類、帳簿等(※1)

記帳義務の拡大

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の金額の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要のない方を含む)について必要となっています。

年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、町・県民税において所得控除(生命保険料控除など)がある場合は住民税の申告をしてください。所得税の還付が発生する場合は確定申告をすることになります。

平成25年分の所得税から復興特別所得税が適用されています

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保するため、復興特別所得税が創設され、平成25年分の所得税から適用が始まっています。個人の方に係る復興特別所得税の概要は次のとおりです。

●納税義務者

個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

●課税対象

個人の方については、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額が復興特別所得税の課税対象となります。

(注)給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与などから復興特別所得税が源泉徴収されています。

●課税標準

復興特別所得税の課税標準は、その年分の基準所得税額です。

(注)基準所得税額とは、日本に居住する非永住者以外の方については、全ての所得に対する所得税額となります。

●復興特別所得税額の計算

復興特別所得税額は次の算式で求めることとなります。

【算式】復興特別所得税＝基準所得税額×2.1%

●確定申告

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税を併せて申告しなければなりません。また、所得税及び復興特別所得税の申告書には、基準所得税額、復興特別所得税額など一定の事項を併せて記載することになります。

- ・国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書

- ・医療費の領収書(医療費控除を受ける方)(※2)

- ・寄附金の受領証(寄附金控除を受ける方)

- ・申告者本人名義の口座番号が分かるもの(還付の時に必要)

- ※1 農業の収支計算は農協で発行される「年間供給取引明細書」があると便利です

- ※2 平成26年中に支払った医療費から保険金等で補填された額を差し引いた残額が、10万円以上または所得の5%以上である場合

〈申告相談日程表〉

確定申告と町・県民税の申告の両方を受付いたします。大変混雑いたしますので、時間に余裕をもってお越しください。下記の日程で都合の悪い方は、役場・各総合事務所で2月16日(月)から3月16日(月)まで受付いたします。

対象	日時(土日除く)	会場
南条地区の全集落	2月18日(水)～24日(火) 午前9時～午後4時	南条地区公民館 [この期間は役場本庁での受付はできません]
	3月9日(月)～12日(木) 午前9時～午後4時	
	上記以外	南越前町役場本庁

対象	日時(土日除く)	会場
今庄地区の全集落	2月16日(月)～3月16日(月)	今庄総合事務所

対象	日時(土日除く)	会場
甲楽城	2月26日(木) 午前9時～午後3時	甲楽城公民館 [この日は河野総合事務所での受付はできません]
糠・杉山・八田	2月27日(金) 午前9時～午後3時	糠公民館 [この日は河野総合事務所での受付はできません]
河野地区の全集落	上記以外	河野総合事務所

問合せ

町民税務課
武生税務署
TEL 47-8014
TEL 22-0890

今庄総合事務所
河野総合事務所
TEL 45-1111
TEL 48-2111